

成年後見制度に係る通関業法上の欠格条項の見直し

平成29年11月29日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

成年後見制度に係る通関業法上の欠格条項の見直し①

通関業者・通関士

- 通関業者は、輸出入者からの依頼によって、貨物の輸出入に必要な書類の作成及び申告等の業務を行っており、申告内容については、国家試験に合格し、通関業者に雇用された通関士が審査しなければならない。
- 依頼者の利益を保護し、適正な通関を確保するため、通関業者については財務大臣の許可を、通関士については財務大臣の確認をそれぞれ受ける必要がある。

通関業法上の欠格条項

- 通関業の許可及び通関士の確認について、欠格条項が設けられてる。

(通関業法上の欠格事由の例)

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者であって復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行の終了から3年を経過しないもの
- ・ 通関業法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者であって、その執行の終了から3年を経過しないもの
- ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

成年後見制度に係る通関業法上の欠格条項の見直し②

見直しの必要性

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「成年後見制度利用促進基本計画」が決定。

(参考)成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)(抄)

- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)については、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
 - 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。
- 通関業法においては、通関業及び通関士に係る欠格事由として、「成年被後見人又は被保佐人」という形式に着目した基準を規定。
 - ※ 弁護士法、税理士法、医師法、保険業法等においても、成年被後見人等が欠格事由として規定。

見直しの方向性

- 通関業法上の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、「通関業及び通関士の業務を適正に遂行する能力を有しない者」である旨の実質的な規定に改める。

(参照条文)

○通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)抄

(欠格事由)

第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者であつて復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの
- 四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)若しくは国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの
 - イ 関税法第八十条の四から第一百二十二条まで(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)の規定
 - ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定
- 五 この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十二条、第二百六十二条、第二百八十二条、第二百八十二条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの
- 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過していない者(第十一号において「暴力団員等」という。)
- 八 第十一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関業の許可を取り消された者又は第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを禁止された者であつて、これらの処分を受けた日から二年を経過しないもの
- 九 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から二年を経過しないもの
- 十 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十一 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

(確認)

第三十一条 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称その他政令で定める事項を財務大臣に届け出て、その者が次項の規定に該当しないことの確認を受けなければならない。

2 下の各号のいずれかに該当する者は、通関士となることができない。

- 一 第六条第一号から第九号までのいずれかに該当する者
- 二 第六条第四号イに掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者であつて、当該違反行為があつた日から二年を経過しないもの
- 三 次に該当する者であつて、それぞれの停止の期間が経過しないもの
 - イ 第三十四条第一項の規定により通関業務の停止の処分を受けた者(当該処分の基因となつた違反行為をした者を含む。)
 - ロ 第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを停止された者